

香美町水道事業の現状

(1) 給水人口と年間有収水量の推移

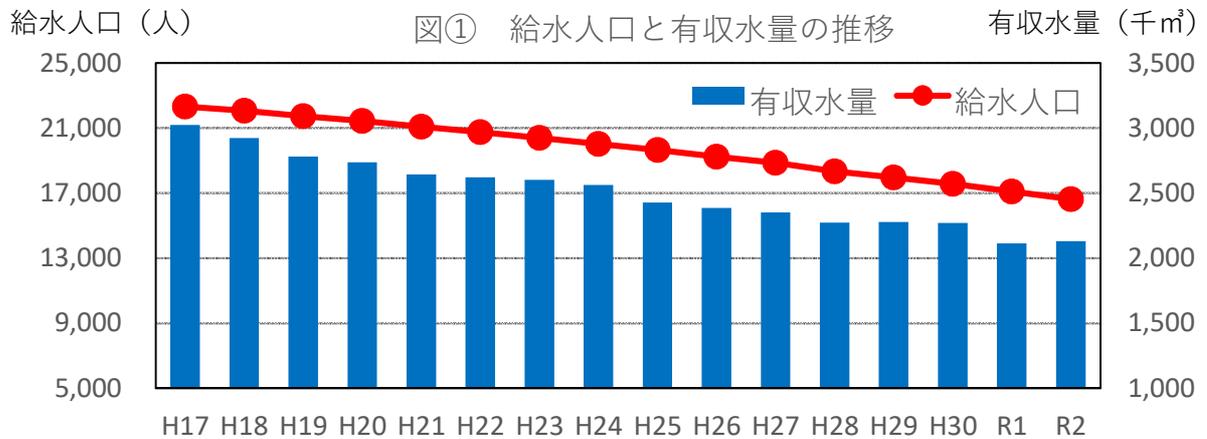
< 給水人口 (※1) >

H17年度では 22,324人でしたが、R2年度には 16,631人となり、5,693人減 (△26%、△380人/年) となっています。

< 年間有収水量 (※2) >

H17年度では 302万2千 m^3 でしたが、R2年度には213万1千 m^3 となり、89万1千 m^3 減 (△29%、△5万9千 m^3 /年) となっています。

冬季の消雪の使用による変動があるものの、給水人口の減に比例して年間有収水量も減少傾向にあります。

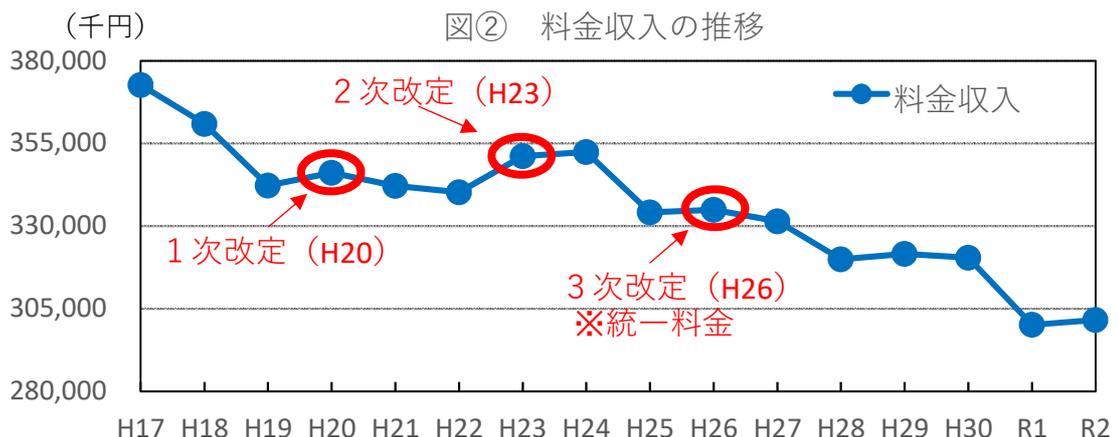


(2) 料金収入の推移

H17年度では 3億7,273万3千円でしたが、R2年度には 3億158万6千円(コロナの影響に伴う6-9月基本料金減免分を含む) となり、7,114万7千円減 (△19%) となっています。

なお、有収水量の減少率に比較して、料金収入の減少率が低いのは、合併による統一料金に向けての料金改定を3回行っていることが影響しています。

有収水量の減に伴い、料金収入も減少傾向にあります。



(3) 経費の推移

<人件費>

H17年度には 9,155万2千円（11人）でしたが、R2年度には 5,960万1千円（7人）となり、3,195万1千円減（△35%）となっています。

<維持管理費>

H17年度では 1億1,946万5千円でしたが、修繕費、委託料（施設管理等）の増に伴い、R2年度には 1億4,758万5千円となり、2,812万円増（+24%）となっています。

<支払利息>

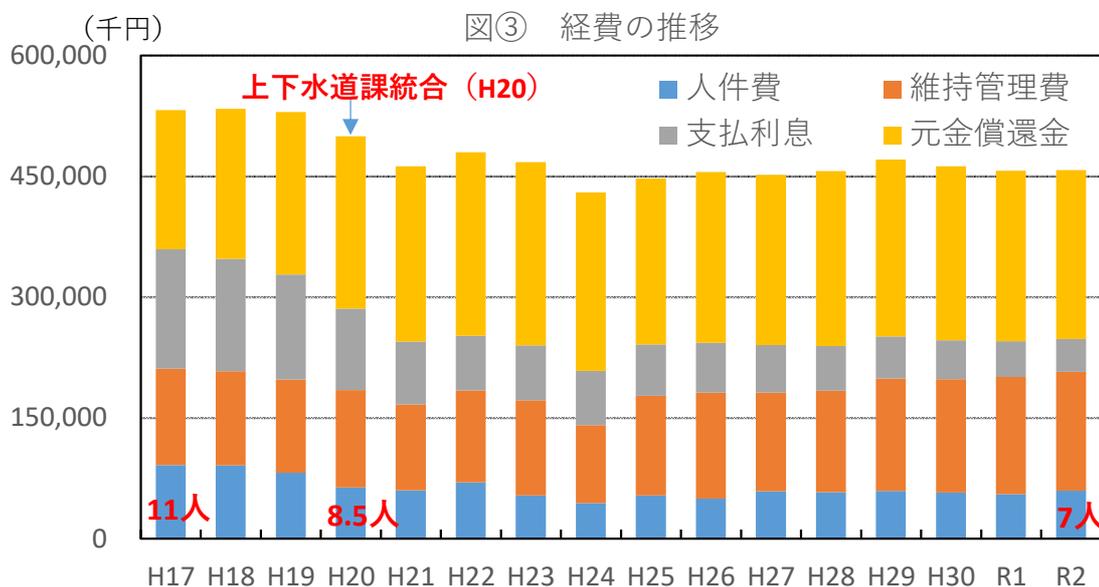
H17年度には 1億4,834万8千円でしたが、低利への借換や繰上償還の効果等により、R2年度には 4,100万9千円となり、1億733万9千円減（△72%）となっています。

<元金償還金>

H17年度には 1億7,272万4千円でしたが、施設整備に伴う新規の起債発行により、R2年度には2億951万6千円となり、3,679万2千円増（+21%）となっています。

人件費等の経費削減に努めてきましたが、施設統合やダウンサイジング等による経費削減は困難であり、修繕費・委託料等の縮減に努める必要があります。

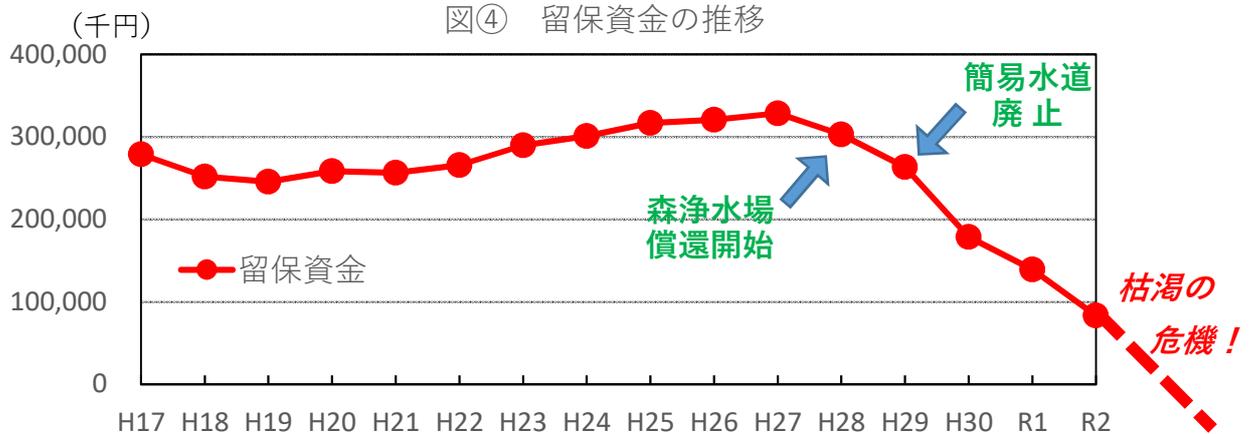
また、簡易水道事業等（※3）の廃止に伴い、今までの財政措置が受けられなくなっていることから、**新たな補助金確保に向けて検討・対策を講じる必要があります。**



(4) 留保資金の推移

留保資金（※4）は、合併後の統一料金に向けた料金改定等に伴い、H20年度以降は増加傾向にあり、H27年度にピークを迎え 3億2,862万8千円となっています。それ以降は、森浄水場整備に係る元金償還金がH28年度より開始となり、更にH29年度以降は簡易水道事業等の廃止に伴い、赤字補填のための一般会計基準外繰入金（※5）を計上せず、留保資金を取崩して赤字を埋めることとしたことから、大きく減少し、R2年度末では8,081万5千円となっています。

料金収入も減収傾向にあることから、このままでは令和4年度には留保資金が枯渇することが明らかなため、**留保資金確保に向けた料金改定、一般会計からの支援について検討・対策を講じる必要があります。**



水道料金改定の考え方

(1) 料金改定財政計画における資金収支の均衡

料金改定の算定期間を令和4年度から令和8年度までの5か年とし、令和8年度末における資金不足額を3億4,000万円と想定し、今回の料金改定を行うことで資金不足が生じないこととします。

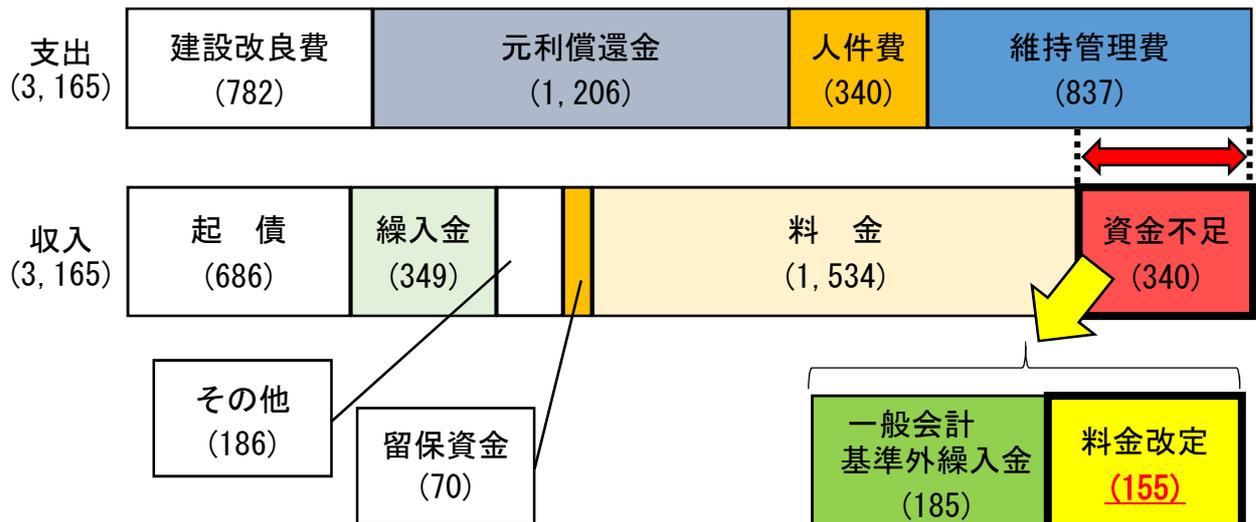
(2) 一般会計基準外繰入金による支援

資金不足額の3億4,000万円を料金改定で対応すると、改定率が20%を超えることとなることから、一般会計基準外繰入金の支援を受けることで、改定率の抑制を図ることとします。

一般会計基準外繰入金は、令和3年度に料金改定を実施するとした場合に想定していた1億5,500万円を料金改定で確保することとし、残る1億8,500万円とすることで、令和4年度における料金改定額を3,200万円（全体改定率：11%）とします。

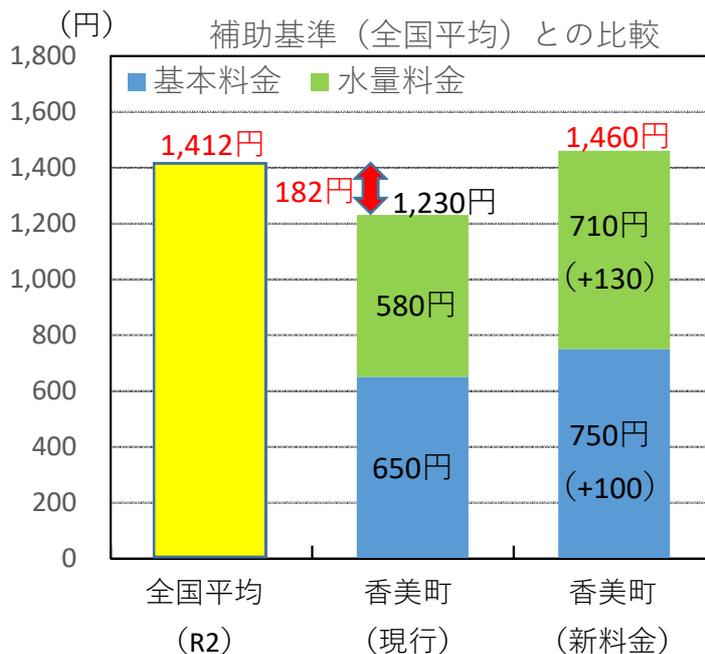
<料金改定財政計画の資金収支(R4~R8)>

(単位:百万円)



(3) 国庫補助要件を満たす改定による新たな財源の確保

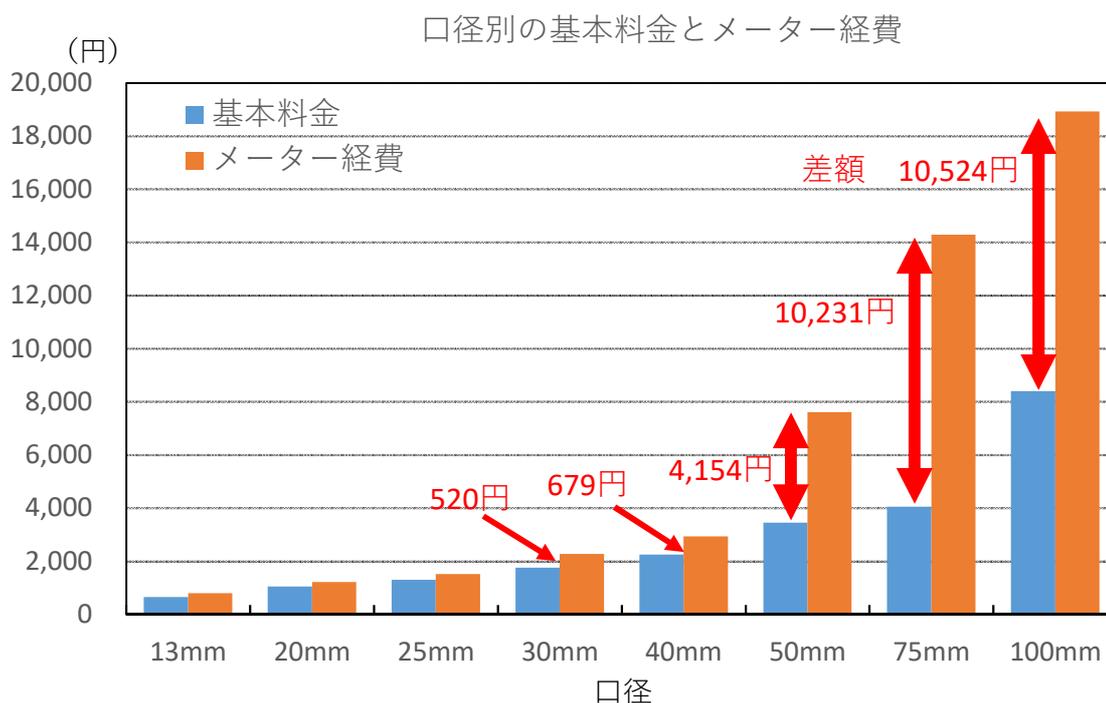
上水道事業に対する一部の国庫補助金の補助要件において、口径13mmで使用水量10m³の水道料金が全国平均以上（R2年度：1,412円）となっていますが、香美町の現行料金（1,230円）では補助要件を満たしておらず、経営改善のために補助事業の活用は必須であり、補助要件を満たすために必要な改定とします。



(4) 基本料金による維持管理費の確保

水道料金には、基本料金と水量料金があり、有収水量が減少傾向にあることから今回の改定においては、維持管理経費を確保する観点から「基本料金」と「水量料金の使用水量10m³以下の段階区分」の改定に重点を置くこととします。

また、口径30mm以上で、特に50mm以上の基本料金については、水道メーターに関する経費が賄っていない状況から、特に重点的に改定することとし、水量料金については、平準化を図るために30m³を超える区分の改定率を少し抑えることとします。



メーター経費：水道メーター購入費、交換委託料、検針手数料を月額に換算

【用語集】（本文中※印のついた用語の説明）

※1 給水人口

給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口のこと。給水区域外からの通勤者や観光客は給水人口に含まれません。

※2 年間有収水量

浄水場や配水場から送り出した水道水のうち、実際に使用され水道料金収入につながった年間の合計水量のこと。

※3 簡易水道事業等

計画給水人口が5,000人以下である水道によって水を供給する水道事業のこと。施設が簡易ということではなく、給水人口の規模が小さいものを簡易と規定したものです。

計画給水人口が5,001人以上になると、「上水道事業」となります。

国の制度改正に伴い、香美町では平成29年度に簡易水道事業を廃止し、上水道事業に統合しています。

香美町の統合前の水道事業の区分は、上水道事業が「森水系（森浄水場）」のみで、それ以外の水系（浄水場）は簡易水道事業等となっていました。

※4 留保資金

事業の運転資金と施設の整備などに係る費用の財源となる現金のこと。

（一般家庭の貯金にあたるお金）

※5 一般会計基準外繰入金

一般会計繰入金とは、一般会計から水道事業の運営のために繰り入れられるお金のこと。

一般会計繰入金には、総務省から示される独立採算制の原則に基づき一般会計で負担すべき経費とされている「基準内繰入金」と、それ以外の赤字補てん分などの政策的経費とされている「基準外繰入金」があります。